


# 狩猟の注意事項

1. 狩猟期間は11月15日から翌年2月15日まで。  
ただし、ニホンジカ及びイノシシは翌年3月15日まで。(別表1のとおり)  
令和3年度はツキノワグマを狩猟することができません。
2. 日の出前、日の入り後の銃猟はしないこと。

参考として神戸地区の日の出・日の入りを記していますが、  
銃猟の際は、新聞等で時刻を確認してください。

年月日	時刻	日の出	日の入り
令和3年 11月15日		6時33分	16時55分
〃 11月25日		6時42分	16時50分
〃 12月 1日		6時48分	16時48分
〃 12月10日		6時55分	16時49分
〃 12月20日		7時 2分	16時52分
令和4年 1月 1日		7時 6分	16時59分
〃 1月10日		7時 7分	17時 7分
〃 1月20日		7時 4分	17時16分
〃 2月 1日		6時58分	17時28分
〃 2月10日		6時50分	17時37分
〃 2月15日		6時45分	17時42分
〃 2月28日		6時30分	17時54分
〃 3月15日		6時11分	18時 7分

3. 狩猟者登録証は猟期が終わってから30日以内に必ず返納してください。
4. の場所は「オリエンテーリング」や「里山林整備事業」などで人の入り込みがある区域です。狩猟については十分注意してください。
5. 網猟免許及びわな猟免許に係る登録を受けた人は、わな、網の1個又は1張りごとに1字の大きさが縦横1センチメートル以上の文字で住所、氏名、都道府県知事名、登録年度、登録番号を記載した金属製又はプラスチック製の標識をつけてください。
6. ニホンジカ及びイノシシを捕獲する場合に限り、輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなを使用する方法が可能な区域があります。  
(別表2のとおり)
7. シカ等の頭数管理を行うために、狩猟者からの捕獲報告を狩猟者登録証による報告のほか「出猟カレンダー+生息動向調査」等による調査も実施しますので、ご協力をお願いします。